

○尾崎区議会事務局長 皆さん、こんにちは。ただいまから第1回議会制度研究会を開かせていただきます。座長が決まるまで、私のほうで進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、議案の1議会制度研究会の構成についてでございます。9月30日の議運決定に基づきまして、各会派から届け出をいただきました。別添、資料1、議会制度研究会構成表のとおりでございます。ご確認をいただければと思います。

2正副座長の選出についてでございます。これまでの例からいきますと、第1会派から座長、第2会派から副座長を選出してまいりました。今回もこういう方法でよろしいかどうかご協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾崎区議会事務局長 それでは、第1会派から座長、第2会派から副座長を選出することで決定させていただきます。

それでは、座長につきましては、自民・新さん、いかがでしょうか。

○山口委員 山内委員をお願いします。

○尾崎区議会事務局長 それでは、座長につきましては山内委員というお話がございましたので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾崎区議会事務局長 それでは、山内委員、座長席におつきいいただいて、ごあいさつもお願いいたしたいと思います。

○山内座長 こんにちは。前回に続き座長ということで、非常にこの会が世田谷区議会にとって重要なところであり、なおかつ、自由という言い方はおかしいんですが、闊達な意見をこの場でいただき議会で生かしていくということで、私としては、ここに参加し、また座長ということで仕事ができるということは大変名誉に思っております。ぜひ皆様方のご意見をたくさん出していただき、少しでも区民のためになる、そして全体のためになるよう心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

それでは次に、副座長の選出を行いたいと思います。副座長については、公明さん、いかがなされますか。

○高橋委員 諸星委員を……。

○山内座長 諸星委員を副座長と決定いたします。それでは、諸星副座長、副座長席におつきください。

それでは、諸星副座長にごあいさつをいただきたいと思います。

○諸星副座長 前回に引き続き、しかも、座長とコンビを組んでまたやらせていただくことになりました。山内座長をしっかりと補佐して、円滑な議事運営に努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○山内座長 次に、3検討の進め方についてを議題といたします。検討の進め方について協議いたしますが、お手元に議会制度研究会設置要綱と議会制度研究会での検討の進め方(案)を配付してありますので、事務局より説明をお願いいたします。

○中潟書記 それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、お手元の資料2でございますが、こちらにつきましては平成23年9月30日、議会運営委員会において決定された議会制度研究会設置要綱でございます。

次に、資料3でございますが、こちらにつきましては、前期、当初の研究会において決定された内容で、参考資料としておつけしております。内容を説明させていただきます。

議会制度研究会での検討の進め方(案)。1、検討項目について。前期の申し送り事項として①から⑨までの項目が書いてございますが、裏面の議会制度に関する検討項目一覧のとおり。なお、検討項目について、今後新たに委員から提案があった場合はその都度取り扱いを協議し、追加することについて、おおむね意見が一致した場合は随時検討項目として追加することとする。

2、会議の開催について。おおむね3週間に1回の頻度で開催することを基本とする。ただし、議会会期中は原則として開催しない。

3、会議の進め方についてとしまして、まず1つ目として、検討期間内において、すべての検討項目について協議するものとする。2つ目、検討順序については、検討項目一覧に記載された順番とする。ただし、状況の変化等により、正副座長が優先的に検討することが望ましいと判断した際は、その取り扱いについて協議するものとする。3つ目としまして、検討可能回数を踏まえ、1回の会議において2から3項目を議題とすることを基本とする。4つ目、1回の会議時間はおおむね2時間程度とする。5つ目、検討可能回数を踏まえ、1、検討項目については原則2から3回程度議論した段階でその後の取り扱いを協議する。

以上でございます。

○山内座長　なお、要綱のとおり、検討期間については1年間とし、会議録については前期と同様、区議会ホームページに掲載することとなっております。

また、資料3、下段のアスタリスクについて補足説明をいたします。前期は、この研究会で意見の一致を見たものについてはその結果を議運に報告し、意見の一致を見ないものについては両論併記で報告を行うことになっていました。前期の進め方のように1件ずつではなく、ある程度2つ、3つを同時に検討していったほうが効率的に進められると思いますが、これらのことも含めてご意見があったらいただきたいと思います。

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見がありましたら、どうぞ。

○あべ委員　この議会制度研究会を開催するに当たって、それぞれの会派に、今後どうするのかという意見の聞き取りもありましたけれども、そのときに、いわゆる議会としての基本条例の話であったり、それに対する特別委員会を今後設置するのかどうするのかというような議論もあったと思うんです。その取り扱いについては、この議会制度研究会の中で、それについても今当面の課題としてあるものを整理していくということと、いわゆる議会の基本条例に向けた考え方を世田谷の議会としてまとめていくというようなことと、両方やっていかなければならないという話があったと思うんですけれども、今のご説明の中では、議会制度の議論の中で、議会基本条例関係の話はなかったんですけれども、これは取り扱いとしてはどうするんですか。

○山内座長　皆さんからご意見をお伺いして、その取り扱いについてはこれから検討していかねばならないと思いますし、あべさんのご意見としていただいて、皆様に諮っていきたくは私は思っていますが、それでよろしければ——それしかないですよ。検討項目については、まだこの後もやることになっておりますので、そのときにまた話していきたいなと思います。

進め方について、そのほかに。

○大庭委員　この研究会を設置するときに、議運だったか、理事会だったか、いろいろ議論になって、議会基本条例を視野に入れるとか入れないとか、その辺でかなり議論になって、流れとすると、議会基本条例みたいなものも視野に入れて、入れるか入れないかぎりぎりのところで、それを議論しながら特別委員会も、後半ですか、要するに1年間やって、残りの任期の中で特別委員会みたいなものができたらいいなみたいな、そこで移行というような話が理事会も含めてあったように記憶しています。

ただ、議会基本条例というものが一体どういうものかということについて、各会派の中身について照らし合わせていないので、各人が言う、各会派が言われる議会基本条例の中身がどこを差しているのか、そのところの照らし合わせは1回もしないまま、議会基本条例はやりましょうとか、まだ早いとかいう議論をしていたので、議会基本条例の中身の議論にはまだどこでも入っていなかったんですけれども、私が考えるところによると、議会基本条例というものは、議会のあり方の根本理念というか、根本的な考え方を押さえて、そこから始まって、具体的な1つ1つのあり方みたいなものが決まっていく流れになるんじゃないかという気がするんですね。

つまり何が言いたいかという、要するに、議会基本条例をつくるというところにそもそも論があって、それから敷衍されるような、いろいろな改革みたいなものはその先に出てくるような感じがするんですけれども、その切り分けをどういうふうにするのかということ。つまり、1つ1つの個別のことを議論することも大切でしょうけれども、議会のあり方そのもの、世田谷区議会のあり方そのものを議論するという、ある程度こうあるべき論から始まって、だったらどういうふうにするべきかという流れというのをもうちょっと精査しないと、大きなあるべき論と、あるべき論の延長線上にある具体的な改革というものと、あるべき論と全然関係ない形での、これをこういうふうに変えたほうがいいよねというものがごっちゃになってしまうと、どういう議論をしていいのかわからない感じがするんですね。

整理の仕方からすると、例えばホームページの仕方とか委員会の中継のあり方とか、公開のあり方という議論も、私どもは持っているんですけれども、なぜそういうふうにしないう方がいいのか、どうしてそういうふうにした方がいいのかというそもそも論を本来決めておかないと、なぜ公開なのか、どういうふうに示した方がいいのかということの理屈づけにはならないような感じがするんです。個別のことをやるのはいいんですけども、そもそも論、議会はどうあるべきなのか、議会での議論はどうあるべきなのかということを決めておかないと、論理的に個別のことに通じていけないんじゃないのかなという気はするので、その切り分けをしていかないといけないんじゃないかという気はするんです。

○諸星副座長 私も、理事会等で団の考え方を述べておりますので、これは副座長というよりは党としての考え方ですけれども、まずは、今大庭委員の言われたことというのは非常にそのとおりだと私も思います。問題なのは、議会基本条例の制定に向けてこれを議論

するのは、まさに根幹的なものに集約しないとイケないということになってまいりますと、これだけで議論するとなかなか先へ進まないというのは、多分実態としてはそうだろうと私は思っています。

ただ、理事会でも議論したように、我が団としては、特別委員会等の設置へ向けて、来年度、今期中の次の段階として、特別委員会等の設置はぜひ必要ではないかというふうに考えております。そこで議会基本条例についてのきちとした方向性を出していきたいというのが私どもの認識です。ただ、そこに至る過程というのは、今のこの議研ですけれども、これはやはり、そういうことをある意味では底辺に置きながら、プラス個別の課題について具体検討をしていくということにならざるを得ないのではないかなというのが、今の私の考え方です。

○尾崎区議会事務局長 先ほど大庭委員おっしゃられた議運の理事会での議論の経過というか、あの当時のことなんですが、幾つかの意見が出ました。1つは、議会基本条例を柱として取り上げていったほうがいいんじゃないかというご意見もありました。ただ、議会基本条例のとらえ方が、実際に今行っている自治体によっても違っているのがありますし、各委員さん、会派のとらえ方も違っているというか、そこまですり合わせて、一体何が議会基本条例なのかということは、いろいろ資料というか、勉強も含めて、それはずっと1つのテーマとしてやっていけばいい、どういう方向へ行くかは議研が立ち上がったときにそこで議論すればいいんじゃないかというふうなお話だったように思います。

ただ、それだけをやるのではなくて、すぐできるような改革というんですか、ここはこうしたほうがいいんじゃないかというものもあるだろうから、できればそれを、1つは議会基本条例を勉強、研究していくということと並行して、ここに二、三の議題と出ておりますけれども、割と解決が早くつきそうなものについては、あわせてやったらどうかというご意見も出て、結局それもこれもあわせて、議研が立ち上がったときに議研で検討してもらえばいいというふうな経過で、この要綱とか議論が収束したと記憶しております。

○あべ委員 その上で、今大庭委員からも、諸星副座長からも話がありましたように、当面のすぐやらなければならない課題とかも我が議会は抱えているわけですし、それと、先ほどから出ている議会の基本条例に関しては、それぞれの認識も違うし、どういった形のを世田谷の議会としてはつくっていくのかということ、またそれに対する必要なか、必要じゃないのかといった議論もない中で、議会基本条例だけがひとり歩きするというのも、全員のコンセンサスがとれるのかは大変厳しいことだと思うので、私としては、

この議研の中での議論プラス、今後、議会の基本条例に対して、我が区の議会としてはどういうふうな対応をとっていくかということに関しての、初めは勉強会みたいなものを立ち上げていただいて、一足飛びに特別委員会といっても、何をどう議論していくのかという課題が見えてこないの、まずは世田谷の議会としての基本条例に向けた勉強会なりを立ち上げていくのが一番いいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○山内座長 あべ委員としては2つの方法というか、同時並行でやっていったらいいんじゃないかなというようなご意見にとれて……。

○あべ委員 諸星副座長が言ったように、しっかりつくといったときには、やっぱり特別委員会を設置ということになっていくんでしょうけれども、そのもっと前段階で、例えばそれぞれの会派で認識が違ったり、必要性に関してもそれぞれ意見が違うという中で、じゃ、議会の基本条例というのは一体どういうもので、我が世田谷の議会をどういうふうに変えていくんだという認識が一致していなければ、全体としてつくっていくのも難しいでしょうから特別委員会を設置して、それはまさに、議会の基本条例はどういうものをつくるのかという作業に入っていくことですから、その前の段階で、基本条例はどういうもので、我が区にとってはどういふものが必要なのかという勉強的な前段のものがいいんじゃないかと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○羽田委員 基本的には私もそれでいいと思うんです。要するに、議会の内部もそうなんですけれども、これはもう前からの課題でもあると思うんですけれども、住民にとってもそうなんですよね。いきなり議会基本条例の制定ですといっても、ほかの自治体が非常に苦労されたように、長い時間をかけてやっていますよね。つまり、一定の議会改革を見据えながら、進めながら、それを住民に示しながら、そもそも議会がもっと開かれた議会になっていくとか、あるいは住民がもっと意見を述べやすい議会になっていくというような、さまざまな改革が一定程度進んでいくのと同時に、住民の関心もまた深まっていくということだと思うんです。だから、それは議会の中も同じだと思うんです。ですから、その辺はかなり重要視したほうがいいんじゃないか。その辺というのは、あべ委員が今言われたような内容を含めて大切にしたいほうがいいかなと思います。

○山内座長 ちょっと申しわけないんですけども、ここの場合は進め方を検討していただくということであって、あべさんがお話ししてくれたから中に入って行ってしまって、検討項目に近い話になってしまったんだよね。この話を続けていただくために、次に検討項

目に入りますということをここで話しして……。

○あべ委員 座長ね、先ほど大庭委員から話があったように、検討項目の細目として、議会の基本条例についてもやっていくのか、それとも、これは大きい課題だから細かいものと切り分けて、理念的なものとかそういうことを言うわけでしょう。だから、議会の基本条例に関しては勉強会形式で、議論する前にまず知識的なものを養成して、それで今回の議研に関しては、前回の議研の流れを引き継ぎながら、今当面の課題としているものはそれとしてやっていくというようなことで多分お話しいただいたんだと思うんです。だから、今それを整理して、検討項目というのは細かい検討項目の話かなと思ったのでそういう話をさせていただいたんです。

○山内座長 検討項目として、前回と切り離して今回また進めていかなければならないと思うので、検討項目は、大きな項目があって小さい項目があってというのは構わないと思う。だから、ここで検討項目に入っていて、今の話を続けいってもらいたいなと思っと思っていますけれども、いいかな。

○高橋委員 今あべさんが言ったことは項目をどうするのかということだと思うので、まず最初に、どういうふうに会議を開いていくのかということを決めなければいけないんだろうと思うので、これを早く決めてしまって、次のどういうふうな項目として進めていくのかというのをやってもらったほうがいいんじゃないでしょうか。

○山内座長 それではそのように、ここで置いて進めていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

次に、資料4、議会制度研究会における協議の経過と結果についてを参考資料として席上に配付してあります。これらも参考にさせていただき、今後の検討項目について決定的かどうか、皆さんで納得していただきたい。

次に、4検討項目についてに入ります。

○大庭委員 議会基本条例については、さっきの理事会での話なんだけれども、設置のときに、議会基本条例にこだわりたくないというような明確な意見の会派もあったわけです。ですから、ここでも議会基本条例をメインにしていくということについては、なかなか抵抗がある会派もあるのかなという嫌いは持っているんです。

私の会派も、まだ議会基本条例については基本的なコンセンサスが全部とれているというわけじゃないし、議会基本条例を進めてくれという人もいるんだけど、私自身は、少なからず議員を続けてきている中で、議会基本条例がなかったから今までの議会活動に

において決定的に何か欠けていたものがある——欠けているものは多数あるんですけど、議会基本条例がなければ議会は機能しないかという考え方になることに対して、若干の抵抗は持っているわけです。要するに、議会基本条例がなくても議会は機能するよねという感じを持っているわけです。それは、地方自治法があったり、委員会条例があったり、いろいろ議会での慣習的な先例というのがあるって、それはそれなりに機能した部分があるのであって、ここで改めて議会基本条例ができれば、まるですばらしく、すべてがうまくいくとまでは思っていない。私の個人的な感覚。

それであったとしても、結局、だからといって議会基本条例みたいなものをちょっと避けて議論をするといっても、やはりできないだろうと思うんです。できないというのは、要するに議会基本条例をつくるかつくらないかは別として、議会基本条例のことを議論することによって、やっぱりこれはつくらなくてもいいよねという結論もあるだろうし、やっぱりこれはつくったほうがいいよねということにもなるかもしれない。

とすれば、やり方とすると、議会基本条例がどういうものであるべきなのか、どういうものなのか。つまり、議会基本条例について議論しないと、議会基本条例をつくらないという選択もあり得るんじゃないかということを考えると、議会基本条例については、他市、他自治体でどういうものをつくっているとか、どういう構想があるのかという研究をここでまずする。それについて、こんなのは必要ないよねとか、これはいいよねとか、議会基本条例の中身について、この部分についてはいいよねとか、この部分については悪いよねという議論をしていくということしかないんじゃないかというのが1つあります。議会基本条例のことに関しては。

それは、多分理念的なものから始まるので、その理念に対する各会派の意見についても、いや、それはもう地方自治法で決まっているんじゃないかとか、世田谷区議会はそのことは不文律ですとずっとやっていますよね、改めて言葉にしなくてもいいじゃないかという意見もあるかもしれない。でも、そういうことも含めると、議会基本条例を結局ここで議論していくなり、研究していくなり、あべさんが言われたとおり、それはどういうものなのか、どういうことになっているのかということも含めてまずここで議論して、最終的に、やっぱりこういうものが必要だよよねという合意がとれるのであれば、次の段階で、特別委員会なりで、今度はつくることを前提としていくみたいな形になればいいし、そういうものは世田谷にとっては必要ないよねということであれば次のステップに行く必要はないだろうということなので、まず議会基本条例なるもの、いろいろな考え方の違いがある

から、どういうものかということの統一的な理解を進めるのがまず第一歩の議論の仕方だと僕は思うんですね。ですから、その部分については、あべさんが言われたとおり、研究とかそういうのを進めてみましょうということなんです。

もう1個、個別ですぐできるということについて一例を挙げさせていただいていいですか。というのは、前回の広報小委員会で議論になったんですけれども、議会中継を私も調べてみてうかつだったんですけれども、アップルのマッキントッシュで見ると、議会中継が見られないという現状があるんです。これはやっぱりおかしい。マックがどれくらいの人か知りませんが、要するに汎用性がないということが明らかになったということと、片や区長の記者会見のほうはマックで見られるんです。ウインドウズでもマックでも見られるんです。やっぱりその部分も明らかにおかしいということなので、区長のほうは多分、ユーチューブを使っているんだろうと思うんですけれども……。

○あべ委員 ユーストリーム。

○大庭委員 ユーストリーム。会議を見るやつだよ。

○あべ委員 それはユーチューブ。

○大庭委員 ユーチューブは、時間制限があるんですけれども、基本的にただなんですね。そうすると、そういうのはすぐできるわけですよ。素材はあるわけだから、それをユーチューブに乗っけてもらえれば議会中継が見られるわけなので、片や、そういうものは、すぐできる課題ということで今取り上げさせていただいているんですけれども、そういう問題なんかは早急に改善してほしいなということです。つまり、そういうものはそういうもので個別にみんなが気づくというか、いろんな形で言っていただければいいけれども、これは議会基本条例の理念とかとちょっと離れたようなテクニカル的な問題もあるので、そういう問題は個々にぱっぱと片づけていけばいいかなと。つまり、そういう二頭立てでやられるのが一番機動的ではないかと、私たちは思っています。

○山内座長 先ほどあべ委員がおっしゃっていたこととほぼ同じだと思うんですね。今ここで、そういう項目についても、前回のかぎは一応離れてはいるけれども、参考にしたいということで、資料4-2にありますのでちょっと見ていただきたいと思います。

○星区議会事務局次長 資料4は参考資料としてつけさせていただいています。これは平成23年、ことしの3月4日の議会運営委員会に、前期の議会制度研究会の座長である山内座長から議運委員長に報告があったという形をとっています。その前の期ですと、ここで積み残した課題を前期に申し送るという形をとってございました。今回、平成23年3月の

議運では、これを参考として報告したということで、次期に申し送るという形はとってご
ざいません。

その中で、資料4-1ということで協議経過、第1回から17回まで行われ、資料4-2
ということで、そのときの検討課題、①から⑳までがあったということです。この欄の
一番右側に検討結果ということで、検討済み、未協議とか表示がされています。その中の
例えば⑱に、議会基本条例の制定について検討しようじゃないかということで検討項目に
上がったが、最終的には未協議のまま終わっているというような状況で、この時点で、
④、⑤、飛びまして⑧以降が未協議として残ったということで、3月4日に議運に報告さ
れているということです。

ですから、前期の議研の議会改革の課題ということでは、こういうテーマを皆さん想定
されていたという資料です。ですから、これから検討項目についてということで今検討さ
れていますので、こういったものも踏まえつつ、多分ご協議されるのかなということで、
参考資料としてつけさせていただいたということです。

○山口委員　うちでしたら、これをうちの会派に持ち帰って、会派の中でこういう研究を
したいよということを次回また出せばいいということですよね。会派の考え方を述べられ
たところもありますが、うちはまだそこまでまとまっていませんので。そういうことでい
いんですよね。

○山内座長　もちろんそのとおりだと思います。この項目内容に踏み込んだ話がある程度
今進んでおりますけれども、そのことを全体考えてみると、やっぱり一度この場で皆様
にご意見を出していただいて、各会派に持ち帰っていただきまして、きょう出た話を伝えて
いただき、また戻していただきたいなと私は思っています。ほかに。

○大庭委員　そうすると、そのたびごとにまた持ち帰ってということになるの。

○山内座長　その可能性はあるかもしれない。その場で即決できるようなものがあれば、
それは皆さん一致すれば議運のほうに上げたいと思いますけれども。

○下山委員　ちょっと確認なんですけれども、例えばここでいろいろ議研の中で検討し
て、議研として1度1つの結論が出たようなものは、あくまでも議運に持って行って、そ
この議運で承認されて動き出すということですよ。

○山内座長　事務局、今の件について。

○星区議会事務局次長　これは9月30日に議運で決定した要項の7に（報告）というこ
とで書いています。ここで、研究会は検討・研究を通じ、委員間の意見の一致を見た事項に

についてはその結果を、及び意見の一致を見ない事項についてはその検討結果を中間報告として、適宜議会運営委員会に報告するというごさいまして、議会運営委員会に報告されたものは議会運営委員会としてどう扱うかを決定する。決定した後、どのようにそれを実施していくかということを決めていくことになるかと思ひます。

○大庭委員　ここで22項目、検討済みのものもあるわけだけれども、恐らくここで議論するテーマを挙げて、3つや4つじゃないわけですよ。やっぱり10、20、30ぐらいになってくるわけですよ。そうすると、前回のことについても、正副座長さんがいろいろ努力されたこともあって——でも、結局積み残しというか、そういう言い方は変ですけども、ノータッチのところがあったわけですよ。そうなると、どこが合意しやすいのかわからないまま積み残しになっている部分があると思うんですね。つまり、もし順番を変えたら意外とこっちはすんなりいったかもしれないよねというところが項目の後になっていて、結局ノータッチで終わっているという場合があるわけですよ。

そうした場合、合理性から考えると、どちらかという項目を一度挙げてもらって、今度それについて、各会派なりまたは各議員の早く決めたいよねというアンケート調査みたいなことをばあっとやれば、どれが一番決めやすいかの効率が図れるんじゃないかと思うんです。ノータッチのままだと、実はみんな思ったけれども、そこに議題が触れなかったから何も決められなかったということになりやすいと思うので、できれば最初の段階というか、ある程度の段階で皆さんの意向を諮って、それを見ながら、一番決めやすいというか、まとめやすいところから適宜決めていって、それでなかなか難渋するようなものというのはじっくり時間をかけて。

だから、さっきの座長の議論の中でも、1日1項目じゃなくて、とりあえずまとまるものはまとめて1個置いておいて、前回からの継続のものは継続という2本立てとか3本立てぐらいの形でひとつ全部処理していきましょうというような考え方なので、その意味からすると、全項目をとりあえず挙げてもらって、それに対する各会派の親和性というか、その辺のアンケートをとって、それでみんながまとめやすいものからドンドンと行ったほうがいいんじゃないかしらと。提案も含めてですけども。

○山内座長　私の記憶ですと、前回はそのような感じで進めていったような気がするんですよ。皆さん出してくれた項目に対して、これは即決できる、これは話をしてどうであるか、順番を変えていこうということはあったと思うので、それに沿ったような形に今回もなっていくんじゃないかと私は思っています。

○あべ委員 今回、前回と違って、スタートが任期の1年目から議会制度に関する検討を始めるというのは大変意義があることだと思いますし、今大庭委員が言われたように、積み残しのものが多いというのも確かに事実で、項目を見ただけでも、前期でもやれたんじゃないかと思うようなものが積み残しになっているのも事実ですから、そこら辺は会派事情もいろいろ、私なんかはここで即決できますけれども、会派事情はそれぞれ、会派の人数が多いところは持ち帰ってということもあるでしょうから、優先順位等も会派に持ち帰っていただいて、出して。そのほうが、ここでの議論が紛糾するよりはスムーズに会そのものの進行もできるでしょうから、そういういろいろテクニカルな問題も含めてやっていたほうがいいんじゃないかと思います。

○山内座長 そのとおりだと思っております。それで、申しわけないんですけども、前回この議研が終わる寸前になって出てきたものも幾つかあるので、そんなことで追加になってしまったという分もあったように私は記憶しております。

○諸星副座長 弁明するわけじゃないんですけども、去年は費用弁償の問題、それから議員定数の問題と大変大きな、議会として大変議論を要することがあったわけですね。それを集中したのために、追加項目を出していただいたんですけども、どうしてもそこまで議論が及ばなかったというのが正直私の感想ですので、今度は、そういう意味では皆さん方がしっかり協力して進めていただければ、どんどん進むかもしれません。願望ですけども。

○山内座長 願望が入りましたけれども、一応前回の項目なども参考にさせていただき、それから、先ほどのあべ委員のほうからお話があったり、大庭委員、そして羽田委員からも同じような話があったと思いますが、大きなものと、それから各個なものなど、たくさん検討項目があると思いますので、次回の検討項目に入りたいと思いますので、各会派で意見をまとめていただいて、ある程度やりいいような形でここへ持ってきていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○あべ委員 この会での議論に大変影響があるのは、国での地方自治法の改正の内容なんですね。今、地方制度調査会の中でもいろんな地方議会の制度改正に関して議論がされていて、それが自治法の改正に恐らく反映をしてくるんだろうというような内容が多々あって、もちろんそれをこの中で先取りをして改正していくということもありなんだと思いますけれども、ただ、そういう国の動き等々をしっかり凝視しつつ、ここでの議論にしていかなければならないと思うんですが、座長、この点についてはどうなんですか。

○山内座長 それは大きな問題だな。無論そう思っているし、皆もそういう意見だと思う。そうしないと世田谷として方向性というか、全国的にもリードしていく自治体であるとなれば、その辺は先取りするものもあるだろうし、また地方制度調査会の内容を見ながらじっくりやるというのものもあるし、また大阪発のいろいろなこともあるので、それは事務局、各委員がアンテナを高くしていただいて、この場所だけではなく、やるところはいっぱいあると思うから、それはもう同感です。

○尾崎区議会事務局長 今ご協議を伺っていて、次回の検討項目につきましては、1つは議会基本条例という大きなものを会派としてどういうふうに扱うか。それとあわせて、緊急性の高いものを各会派でそれぞれ検討して、次回持ち寄って、早くいけるものがそろるのであればそこから手をつけていったらどうかというご議論かと思うんですが、それにあわせて、1つ、先ほどの進め方についてというところで、資料3で、例えばおおむね3週間に1回程度でやりましょうとか、議会会期中は原則として開催しないであるとか、2時間ぐらいの会議時間にしましょうとか、これは前回の議研の決定事項なんですが、新しいこの議研もこういうルール、進め方で、検討項目は別として、とりあえず開いたときは、これぐらいの期間、これぐらいの時間、取り上げ方は、例えば原則二、三回程度やったら次に行くし、何項目か効率的にやりましょうかという、こういう大枠の進め方でよろしいかもあわせて会派でご確認いただいて、次回出てきたときに、会議の進め方の確認と検討項目のご確認、何からどうやっていこうかというご協議に入っていただけるとありがたいと思うので、あわせてお願いできればと思います。

○山内座長 局長が話された資料3の進め方については、おおむね先ほど皆さんのご了承を得たのではないかと私思ってしまったんだけど、それが間違いだったら謝りますけれども、多分そうだと……。

○山口委員 うちは一応異議なしです。

○中里委員 私もおおむねいいと思うんですけども、改めて会派で確認をとってから次回。

○山内座長 この件について、おおむね了承を得たということにしますが、各会派、帰ってもう1度確認だけはとってきてください。

○あべ委員 私も、おおむね3週間に1回程度の開催を基本とするというこの内容でいいんですけども、開催期日なんですけれども、これも、例えば1年間だったら1年間の単位で大体日にちを決めていただいたほうが僕はいいと思うんです。年間予定の中で、予定

が立てられなくなるので早目早目に日程を出していただくというふうにしていただいたほうが。

○山内座長 それは心得ておきます。本当に前回も決めちゃいたかったんだけど、新しく……。

○あべ委員 それでないと、急にいつごろと言っても、皆さんが決まらなくなると思われますよ、日程も入ってしまっているし。だから、なるべく早目に日程を決めていただいて、なるべく皆さんの日程が合うように入れていただいたほうがいいのかなと思います。

○大庭委員 会派があって、ここで議論してまた会派に持ち帰るということは通常なのかもしれないけれども、それをやっている、また同じことの繰り返しとは言いませんけれども、結構時間がかかるんじゃないかという感じはあるんです。要するに、ここでの決定みたいなものは、まとめ方というのは議運に諮るわけですよね、議運に持っていくわけですよね。そうすると、議運というのは当然会派構成を反映した形で、理事会も含めてあるわけじゃないですか。むしろここで決まったことが、議運の縮小版みたいな形になっていて、それが結局、本会議での会派構成をある程度反映しているということであれば、そういう議論の仕方をするのも1つのやり方としては当然いいんですけども、そうじゃなくて、このメンバーだけという言い方は変だけれども、メンバーだけで1つの素案をつかっていって、それを例えば議運にぶつけていって、議運ではね返されたり、議運で多数決みたいなものを背景にしてなかなかまとまらないということもあるので、考え方ですが、我々この研究会のメンバーで、独自に1つのよかれという議会のあり方みたいなものをつくっていくという方向というのは考えられないんでしょうかね。

○山内座長 私はあると思います。

○大庭委員 僕は、ある種そういうやり方をやってみる、チャレンジして、一々という言い方は失礼かもしれないけれども、ここで問題が出てきて、それを会派で持ち帰って議論して、次にまたやっていくというやり方というのは、議案審査とかそういうものは当然そういうことになるんでしょうけれども、むしろ選ばれたというわけではないですけども、この選ばれたメンバーの中で1つ合意を目指してとことん議論するという形の中で、1つの方向性の素案をつかって、あくまでも素案なわけですから、それを議運に上げていくと。

議運では、会派の事情も含めて再度議論するというような形にしないと、一たん持ち帰ってみたいと話だと時間が倍かかるというか、我々の合意で1つ前に進めて、こういう考

え方はどうだろうというのをぶつけるという決め方をやってみる価値はないのかなという感じはするんです。そのほうが、躍動感じゃないけれども、みんな責任を持ってここで議論して、それで、これがいいとか悪いということを決めて、じゃ、こういうふうにまとめましょうという形で1つ案をつくっていく。それを議運に出していく。議運では議運の決め方があるから、そういう形でどうこうするかはまた別としても、そういうやり方を1回ぐらいやってみてもどうなんでしょうね、独自という形で。

○あべ委員 今大庭委員が言われたことは、それは大庭委員のご見識で、それはそれで否定するものではないです。ただ、やはり会派事情がそれぞれあるでしょうから、そのことも含めて今回持ち帰っていただいて。というのは、多いところは16人の会派で、例えば自民・新さんですと4人出ているんですか。そうすると、その4人にほかの12人の皆さんが白紙委任するのかどうかという話になりますよね。ここで話も聞かずに決定されるということは。そうすると、会派のほかの人たちにしてみれば、そんな大事なことを何で言わなかったんだという話になるのも、それはそれでかわいそうな話なので、そのことも含めて今回持ち帰ってもらって、それでいいのかどうかも含めて検討してもらって、次のときに会派の決定を聞かせていただければいいのかなと思います。我々は1人だから、ここで決めるのも帰って決めるのも一緒なものですから。

○羽田委員 研究会のそもそもの開催というか、それはそれで我々は考えておく必要はあると思っています。余り全部ここで決めちゃうとか、そういうふうにしないというのがもともと前提に研究会はあったと思うんです。だから、要するにそれを変えるという話なんですよ、大庭委員の話はね。変えるというか、その根本はちょっとおいておいてみたい。それは、そうすると研究会の位置づけの問題になってややこしい話になりますよね。基本的には、これまでどおりと言ったらおかしいんですけども、これまでの内容でやっていただいたほうがかえって自由にいろいろ意見も言えるというか、そういうことはあると思います。ここで意見を言って、意見は自由ですから、ただそれがほとんどまとまらない場合が今までも残念ながら多かったわけですよね。ただ、まとまらないからといって、それをほったらかしにしておくわけでもないわけですから、それはそれで一定の方向は出てきたと思いますので、この間の議論は大切にしてほしいというのが私の考えです。

○あべ委員 今大庭委員がそういうふうに言われたというのは、会派へ持ち帰ってとやっている時間がかってしまうということでしょうから、1つの問題に、議論に入っていくときに、これは大体目標としてどれぐらいまでに結論を出すんだということを明確にし

ていけば、ずっと引っぱって時間がかかるということではなくて、いつごろまでに結論を出そうということを決めながらやるということならば、その懸念は払拭できるのではないかと思うので、そういう考え方はいかがですか。

○山口委員 持ち帰り持ち帰りというのもあれですけども、決して私たち出ている委員は引き延ばしのために持ち帰るわけでもありません。ただ、正直16人いますと、同じ案件でも180度意見が違う人もいますよ。そこら辺は最大限努力して私たちも臨んでいますので。案件によっては180度もいるんです。ご理解いただきたいと思います。

○桜井委員 うちもたった6人ですけども、これから議会の改革をしていくということもあるので、会派の中での合意形成をするプロセスというのも、実はここで話しているバックの議論ですけども、世田谷区議会にとってはとても重要なプロセスだと思っていますので、できれば持ち帰りという合意形成の時間を十分にとっていくというのを全体的に共通認識で進めていくことも大事なかと私は思いますので、ぜひ熟度のいい議論をしていきたいなと思っています。

○大庭委員 次から次へと繰り返しますけれども、この間の基本構想審議会を見ていて、なるほどおもしろいなと思ったのは、委員会の成り立ちで、例えば議会基本条例みたいなものが1つ大きなテーマになったときに、その提案というか、この中でそれをよしとするか悪しとするかは別として、こういうものだとか、こういう欠点があるとか、こういういいところがあるというような提案者というか、だれかこの中で説明してもらって、その説明者に対して例えば我々が質疑するとか、それ以外の方が質疑するとか、そういうやり方というのも、委員会というか会議のやり方としてはあると。

簡単に言うと、プレゼンターみたいな形になってプレゼンスをして、それに対してみんなが質疑をするという形。つまり、議会基本条例とか議会の決め方というのは、あくまでも当事者であり主役であるのは議員であるわけですから、その議員が、自分たちで考えたことについてプレゼンテーションをするとか説明をする、提案をする、それに対して質疑をするというのはごくごく自然なことだと思うんですよ。つまり、逆に言うとそれが議会の活性化ということの背景にもつながってくると思うので、そういうやり方を導入していくのも1つやり方ではないかしらと。要するに、提案者みたいなものに責任を持たせるという言い方は変ですけども、それに対してちゃんと質疑ができるような、今までも多分そうだったと思うんですけども、もっとそれを具体的にするような形を、期間を決めてするとか、あらかじめこの提案者についての提案理由の説明みたいな、もっと具体的にす

る。

○あべ委員 大庭委員の言われるのは大変わかりやすくいいんですけども、ただ、それぞれの会派が考えが全部違うとは限らないし、同じ内容のものを同じように提案しているところが複数あった場合には、提案者は複数になるのかというようなことにもなりますし、提案者という仕切りはどういうふうやって、提案者として、プレゼンターとしてお話をするのは、3会派同じことを言っているから3会派相乗りで説明するのかとか、全員が同じ内容のことを言っているから同じように全員で話をするのかという話になってしまって、その辺、ちょっと難しい気がするんです。その点も、もちろんそれは提案だから——じゃ、またそれも会派に持ち帰ってもらって。

○山内座長 また前回のという言い方は悪いけれども、何となく自然発生的に、その項目を挙げてきた会派の人が話の中で説明していたのは確かである。共通して出してきた人も、それに対して応援をやったり、補足していたりしていた部分はあったかなど。

○大庭委員 それをもっと明確にして、要するに、同じ考えだとしたら事前に調整をしてどういう説明をするのかという、要するに責任の所在みたいなものを、次の順番はだれだれみたいな形で決めていってほうが、何となくみんなもやりたいたろうし、みんなが順番でやっていけば決定を稼げるんじゃないかなと思うんですね。

○山内座長 そういうのもあるかもしれないけれども、私としては、多分この項目を挙げた会派がプレゼンターみたいな感じでこの中で話していくのではないかと思う。1番、2番と順序をつけて云々ということではなさそうな気がするけれども……。

○大庭委員 僕がもうちょっと言っているのは、具体的に次はどことどこと説明プレゼンターを決めておいてもらって、次回はそうしますよと決めて、それで次はという形にすれば、時間もある程度——要するに、次の順番に移りたいということもあるだろうし、早く前のものを片づけたい、処理したいということもあって、その辺の感覚というのを、お互いにお互いの主張をみんなに述べたいよね、そうするためにはどうやって合理的に時間をうまく使って1つの結論を見出すかという自律作用が働くんじゃないかしらというような意味で言っているんです。具体化するということは。

○諸星副座長 今座長が言われたように、前はそういう項目について、主にこれを提案された方々がまず説明者になるわけです。当然の話ですね。それに対していろんな意見を言い合うという話は、今までと同じことであつたと。今までもそういう形でやってこられたと私は認識していますから、そういう方向で進んでいただければいいんじゃないです

か。

○山内座長 あえてここでおっしゃってくれたことで、改めて認識したというのは確かであるので、ありがたいと思っています。

ここで中村委員に振っちゃおうかなと思っているんだけど、いいかな。何かこの全体のご意見があったら。

○中村委員 前回から入らせてもらっていますけれども、すごくいい結果というか、4年目というところもあって、結論を出そうという空気もありましたので、3つか4つ、いい結果を出せたと思うんですけれども、それに比べては回数が多かったなと思うんです。回数が多いことが悪いことじゃなくて、大庭さんがおっしゃることの一部だと思うんですけれども、すごくいい議論ができていたはずなんだけれども、その都度会派に持ち帰って、結局、結論が変わって持って帰ってきた人なんて、前回正直いなかったんです。あえて言うなら、公明党さんが多少いろんな面で妥協というかご努力——歩み寄りという前向きな言葉ですか——いただいた経過がありました。やっぱり会派に持ち帰らなければいけない事情もわかりますけれども、その部分、せっかく2時間も3時間もかけて決した議論が、1つのテーマによって掛ける二、三回やって、結局最後まで歩み寄れないことも多いんですけれども、会派に持ち帰ることでだめでしたという話で進まないとなると、もったいない気はするんです。

だから、その辺はせっかくなので、フリートークに近いような議論が前回もできていたので、その辺のことを決をとれとまでは言いませんけれども、なるべく多く、回数を多くやるのであれば、より生産物を出せるような議論にしていくほうがいいと思うし、今の会の流れよりは多少ここのメンバーの権限というものを各会派からいただいてきて、多少前向きな発言とかをしていただけたらいいかなと思うんです。というのが、前回から入らせていただいている中での感想と、今回に期待するところです。

○高久委員 私、今回初めての出席なものですから、今いろんな人のお聞きしながら、こういう流れでやっているんだということはわかったんですが、1点確認したいんですけれども、今回持ち帰る中で、検討項目が前回22出ていましたが、その22について順番とかも話し合うということなんでしょうか。それはまた違いますか。

○中村委員 次回やる二、三個のうちの各会派の反応を今度教えてくださいねというやり方をしたんです。

○高久委員 今回持ち帰るのは、例えばうちの会派でしたら、これを優先的にやってほし

いというのまで持ち帰るという認識でよろしいんですか。

○山内座長 私は、そう思っています。

○尾崎区議会事務局長 この資料4というのは参考資料でございますので、前回と違って申し送りで引き継いでいるわけではなくて、言ってみればゼロなんですけれども、参考に、前はこういうことを議題にしようということを挙げて、未協議のものもあったし、結論つかずのものもこういう形でありましたということがあるので、これを参考に踏まえて、取り入れるか入れないかはそれぞれもう1回ゼロからお考えいただいてということになろうかと思います。

○山内座長 ここで話が出てきた大庭さんおっしゃったことについても、検討課題として次回持ってきていただければここに載ることになると思うんです。

○大庭委員 これから議論が始まるとか、初めての委員の人とか、従来の委員会とか、またそれ以前の委員会を知っている者とかいろいろあるわけなんですけれども、最初は雲をつかむようなところから入っていくわけなんですけれども、これから議論が煮詰まる、だんだん成就していく過程の中で、多分否決されるだろうとは思いますが、黒板の、要するに、議論している中で流れがみんな見えないじゃないですか。僕なんか特に年とってから前の議論を忘れちゃったりするから、ボードを使って、今どういう議論の流れになっているのかということを知るようにしたほうが、そのことは前にここで決めたよねというふうになって、事務局もいらっしゃるわけですから、黒板みたいなものを使って議論をするというのも、ひとつおもしろいんじゃないかと思うんですけども、多分否決でしょうね。

○山内座長 初めから否決と言われるとやりようがないけれども。

○大庭委員 そういう形のほうが——議論だから、ちょっと前の話というか、みんな忘れちゃうじゃないですか。それを、経過をたどると今こういう形になっているよねとか、このところは決まりでいいですよねという、そういう議論ができるので、それは……。

○中村委員 それはパソコンのほうがいいんじゃないですか。

○大庭委員 パソコンでも何でもいいんですけども、要するに見えるような形で議論したほうがおもしろいというか、わかりやすいと僕は思うんですけどもね。

○山口委員 速記者さんが書いているのをそのまま……。

○中村委員 読めない読めない。そこからの翻訳が必要だよ。

○あべ委員 今黒板と言われたけれども、パワーポイントでつくってあれすればいいんじゃないの。パワーポイントを委員会に使えるようにしろと言っているところもあるぐらい

だから、パワーポイントか何かにすれば。

○諸星副座長 基本的に金はかけないということがあるのと、事務局にそこまで整理させるというのも大変だと思いますよ。だから、まずは議論する中で、そういう必要性が出てきたら、またそれについて議論をさせていただきたいと思います。このところがまずは出発ということなんですね。そういうふうにやらせていただけますか。

○山内座長 検討項目というか、これからだんだん進めていく上で必要かもしれない。だから、むげに否定するわけではないというのが副座長の発言でいいでしょう。大事なことですよ。

ちょっと前へ進めましょう。次回、きょうお話ししました検討項目の協議に入りたいと思いますので、検討項目、検討の順序について会派のご意見をまとめていただくようお願い申し上げます。決してこれにはこだわっておりませんので、これに沿ってやっても結構ですけれども、その辺はよろしくお願いいたします。

○中村委員 順番というのは、自分たちがやりたいものを持ち寄って、さらに、その中の順番ということですね。まだ提示されているものがあるわけではないということですよ。ということは、それをあわせた上で、さらにこの研究会でどうするかという順番をまた決めるということですよ。

○山内座長 そのとおりだと思います。

○大庭委員 具体的にどういうことをすればいいということですか。会派として……。

○山内座長 会派として検討したいことがあれば、幾つか項目、10あれば10個出しても結構だし、1つであれば1つで。10あれば順番をつけてこれから検討していただきたいというようなことを持ってきていただければありがたいと思っています。

○大庭委員 いつまでに、次回までにということか、それとも。期限はいつごろまでに出せばいいのか。

○山内座長 それはちょっと後でやります。

なお、事務局で非交渉会派の方々の意見、前回あべさんが非交渉会派ということでいろいろ項目を出していただいたように、事務局、意見を聞いておいてください。お願いをいたします。

きょうの話は大分前が見えてきたような気がしますので、次回の研究会をいつにしたいかという、月に2回程度ということだったんだけど、1月にできればやってみたく。1月は忙しいと思うんだけど、手帳を開いてもらって。1月、2月で3回くらい

は予定したらいいかなと思います。1月の後半は会派説明が入っているから、16日の週で検討してみたいけれども、どうだろうか。

それでは、16日の10時から第2回目の議研を開催したいと思います。

それで、会派の検討項目については、事務局として1回やると大体二、三週間くらいは時間が欲しいんだよね。

○星区議会事務局次長 先ほど言ったとおり、進め方としてどうするかということで、3週間に1遍程度ということでございますので、事務局として何週間欲しいということはないです。例えばこういう資料を準備してほしいという要望があって、それをそろえるためにはこのくらい時間が欲しいということはあるんですが、基本的には、今回はそういった資料はございませんので、決めた日程で結構でございます。

○山内座長 項目は前もって出してもらいますか。例えば1週間くらい前とか。

○星区議会事務局次長 それは、会派の皆さんのご議論で、事前にもらうのか、それとも……。やり方はいろいろあると思うんですが、当日この場に各会派お持ち寄りになって進めていく。前日ぐらいに事務局に資料として集めて、ここに用意するというのか、そのやり方、進め方をどうするかということです。

○大庭委員 生のものを持ち寄ってもらってぶつかるよりかは、ある程度事前に正副座長のほうで、これとこれはこういう組み合わせだよと整理してもらったほうが、次のときの議論がスムーズにいくと思うんです。似たようなものがあるとか、違っているとか似ているとか、書き方によって違うじゃないですか。それを、生データをここでぼんとぶつけられて、ここでコピーを出されても、さてどうしようかという話になるから、それはある程度一定前までに正副座長のところへ出して、正副座長である程度調整をしてもらったほうがいいと思いますよ。

○山内座長 事務局、ただいまの大庭委員のご意見に何か、それでいいですか。

○星区議会事務局次長 今大庭委員のご提案のようなやり方でということであれば、事務局としては、できれば1週間程度いただければ一番ありがたい。これは正副座長と調整する時間も含めて、また資料をつくる時間も含めてということです。16日ということであれば、例えば10日ぐらいにはできたら資料として事務局のほうにというようなことになります。

○山内座長 今皆さん確認、今のでいいですか。では、10日で皆さん大丈夫ですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 それでは、項目については10日までに座長、副座長に提出していただければありがたいと思いますので、そのとおりにお願いいたします。

もう1度確認しますが、次回は1月16日の10時から、開催したいと思います。それではそのように決定いたします。

それでは、第1回の議会制度研究会、時間的にはちょっと早いんですが、以上で終了したいと思います。